

頁	項目	誤	正
2017年度版の発行にあたって	11行目	法人住民税・法人事業性	税
45-Q	90の分類	1-資産	II-決算
84-A	177の解説文	<p>・・・</p> <p>無申告加算税とは、正当な理由なく申告期限内に申告しなかった場合に、本税に対し15%（50万円超相当額については20%）の税率で課される税金のことをいう。</p>	<p>・・・</p> <p>無申告加算税とは、正当な理由なく申告期限内に申告しなかった場合に、本税に対し、その無申告の理由や、これに対する対応状況、過去に同様の指摘を受けているか否かなど、納税者側の態様の違いに応じて5%、10%、15%、20%（50万円超相当額についてはそれぞれ5%上乘せの場合もある）の税率で課される税金のことをいう。</p>
85-A	178の解説文	<p>法人税の確定申告書の提出期限は原則として、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内と決められている（ただし、会計監査スケジュール等の理由で2ヶ月以内に決算が確定しない場合には、事業年度終了の日までに申請書を提出すれば、原則として1ヶ月間申告期限を延長することができる）。</p> <p>・・・</p>	<p>法人税の確定申告書の提出期限は原則として、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内であるが、定款等の定めにより2ヶ月以内に定時総会が招集されないために決算が確定しない常況にある場合には、事業年度終了の日までに申請書を提出すれば、原則として1ヶ月間申告期限を延長することができる。</p> <p>なお、平成29年4月1日以降、税制改正により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人設置会社であり、 ・定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない等、決算が確定しない状況にある場合には、申告書の提出期限は最大4ヶ月まで延長される場合がある。 <p>・・・</p>
94-Q	201の分類	III-税務	IV-資産
94-Q	202の分類	III-税務	IV-資産

※修正・削除・追加等を行った部分を赤字にて表記しております。